

愛媛県野生動植物の多様性の保全に関する条例のイメージ

個体の保護

愛媛県内に生息・生育するすべての野生動植物
(9,136種：愛媛県産野生動植物目録掲載種)

すべての野生動植物
【 配慮 】

希少野生動植物 (愛媛県版レッドデータブック掲載種)
絶滅危惧 類及び 類 (827種)

希少野生動植物
【 保護努力義務 】

特定希少野生動植物
人為的影響を強く受け、個体数の減少や生息環境の悪化が顕著なものを指定

特定希少野生動植物
【 規制 】
捕獲、採取、譲渡等の禁止

罰則

捕獲等を規制し、手厚く保護することで絶滅を防ぎ、野生動植物の多様性を保全する

生息地等の保護

愛媛県全域

特定希少野生動植物の保護のため重要な区域
【 規制 】
開発行為等の許可制

罰則

特定希少野生動植物保護区

保護区内で特に重要な区域
【 規制 】
立入の制限

罰則

立入制限地区

外来生物による野生動植物への影響防止
【 規制 】
野外へ放ち、又は植栽の禁止

県・市町・県民・事業者が一体となって保護へ取り組む

保護管理事業の実施

県が「保護管理事業計画」を定め、計画的な保護管理事業を実施する。

推進体制の整備等

- 推進体制の整備等 (監視・人材育成・調査研究・支援・啓発活動等)
- ・人材を育成し、ボランティア等による保護を推進
 - ・保護施策に必要な調査研究の推進
 - ・自主的に保護に取り組む団体等への支援
 - ・教育、学習の機会の充実